（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第四節の四の五　略］ 第四節の四の六　直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十一） 第四節の四の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二） ［第四節の五～第九節　略］ ［第五章　略］ 附則 （定義） **第三条**　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 ［一～四の六　略］ 四の七　「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。 ［五～十四　略］ （空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節～第四節の四の五　同上］ 第四節の四の六　直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十一） ［第四節の五～第九節　同上］ ［第五章　同上］ 附則 （定義） **第三条**　［同上］ ［一～四の六　同上］ ［新設］ ［五～十四　同上］ （空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～五　略］		
六　次に掲げる送信設備	［略］	［略］
［(一)・(二)　略］		
(三)　四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四		

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～五　同上］		
六　次に掲げる送信設備	［同上］	［同上］
［(一)・(二)　同上］		
(三)　四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四		